

法務省民事局参事官室

御中

2022年10月24日

「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」に対する意見

経営法友会（代表幹事・高野雄市（三井物産株式会社）。以下「当会」）は、1971年に「企業法務実務担当者の情報交換の場」として発足し、法人単位の会員組織として企業内の法務担当者によって組織され、企業の法務部門の充実強化を目的とした活動とともに、各省庁・関係団体に対し実務的見地からの意見提言・意見交換を行っており、現在、会員数1,360社を超える組織となっています（2022年9月現在）。

今般パブリックコメントに付された「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」について、当会は、事業者の実務に影響を与える論点が含まれていると認識していることから意見を提出することとしました。

今後、これらの意見をはじめ、事業者側の事情も踏まえた検討が行われることを強く願います。

経営法友会

<本意見の連絡先>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-9-10

茅場町ブロードスクエア2階

公益社団法人商事法務研究会内

経営法友会事務局

TEL : 03-5614-5638

FAX : 03-5643-7187

E-MAIL : keieihoyukai@shojihomu.or.jp

「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」 に対する意見

経営法友会

「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」について、手続のIT化は利便性が増す面もあることは否定しないものの、企業法務の実務の観点から、運用上問題となる点や今後明確にされたい点に限定して、以下で具体的に述べる。

【該当箇所】

第1 民事執行、第3 破産手続・1 裁判所に対する申立て等（後注）

【意見】

（後注）の考え方には反対する。

【理由】

IT化が遅れていると思われる日本において、一律にIT手続の選択を強いることは、たとえ、手続の当事者が事業者であったとしても、係争の内容や性質によっては、現行手続よりもさらに時間と費用を要することとなり、ひいては、裁判手続全体にさらなる時間を要し、裁判所を含め、全体として経済的な損失が発生する結果になりかねない。

したがって、係争の内容や性質に応じて、当事者間で合理的な手続を選択できる余地を残しておくべきであり、現行手続よりも時間と費用を要する結果になるという事実があれば、現行手続の選択が認められるべきと考えるためである。

【該当箇所】

第1 民事執行～第3 破産手続、第5 非訟事件～第7 労働審判・2 提出された書面等及び記録媒体の電子化・(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

【意見】

申立て等が書面等により行われたとき、「困難な事情があるとき」は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しない为好とあるが、この「困難な事情があるとき」は限定的に解釈・運用されたい。

【理由】

ファイルに記録しない場合が多すぎると、書面等の記載事項の一覧性や実務の効率性が損なわれ、電子化を推進する趣旨を損なうおそれがあるためである。

【該当箇所】

第1 民事執行～第3 破産手続、第5 非訟事件～第7 労働審判・2 提出された書面等及び記録媒体の電子化・(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール(注)

【意見】

(注) に関し、裁判所に対しインターネットにより電子データが提出され、それがファイルに記録された場合において、ファイルに記録された営業秘密(①)や秘匿事項等(②)に係る部分について書面への出力または他の記録媒体への記録がされたときは、裁判所は、上記部分を電子化された事件記録から消去するなどの安全管理のための措置を「必ず講じなければならない」という理解でよいか確認したい。

【理由】

事業者にとって営業秘密等の保護はきわめて重要である。よって、営業秘密等が含まれる書面その他の記録媒体には、安全管理のための措置が確実に講じられるべきと考えるためである。

【該当箇所】

第1 民事執行・6 電子化された事件記録の閲覧等

【意見】

配当要求をした債権者等、一定の債権者も当事者と同様にいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いて電子化された事件記録の閲覧等を行うことができるとする(注2)の考え方をとるべきである。

【理由】

配当要求した債権者については、当事者(申立債権者及び債務者)と同様に、当該債務者に債権を有することを形式的に判断できることから、申立債権者と区別する必要がないためである。

【該当箇所】

第1 民事執行・7 送達等・(1) 電磁的記録の送達、第2 民事保全・6 送達・(1) 電磁的記録の送達、第3 破産手続・6 送達・(1) 電磁的記録の送達、第5 非訟事件・7 送達等・(1) 電磁的記録の送達、第6 民事調停・7 送達等・(1) 電磁的記録の送達、第7 労働審判・7 送達等

【意見①】

みなし閲覧の「一週間」について、年末年始や連休が重なる場合にどのように考えるのかについて(民訴法109条の3第2項における「その責めに帰することができない事由によって前項第1号の閲覧又は同項第2号の記録を行うことができない期間」に該当するのかなど)、明確化すべきである。

【理由】

事業者が給与債権の差押えや売掛債権の差押え等における第三債務者の立場に立つ場合、差押命令の効力発生後は二重払いの危険を負うことになる。したがって、システム送達による差押命令が所定の期間の経過により自動的に発効する場合においては、当該期間中の祝日等の取扱いが実務上重要であると

思われるためである。

【意見②】

通知アドレスの届出は、すべての手続に対するものとして、事前に裁判所に電子メールアドレスを届け出るのでなく、手続開始が申し立てられ、従来どおり手続における電磁的記録の送達を受けた後、特定の事件につき届け出るものとすべきであり、特定の個人のものではなく、事業者の関係者が入ったメーリングリストの届出も認めるべきである。

【理由】

事業者における事件対応・処理は組織的になされるのが一般的であり、特定の個人が対応することを前提とした制度設計とすると、例えば当該個人が急遽休暇を取得せざるを得なくなった場合などに支障が生じるためである。また、事件ごとに使用するメールアドレスは異なることもあるし、事業者の関係者が入ったメーリングリストを通じて電磁的記録の送達を受けて適時に情報共有がされた方が、事案の早期対応・解決に資することもあるためである。